

社会福祉法人寧幸会役員等名簿

役 職	氏 名	職 業	任 期
理事長	齋藤 裕	医 師	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
理 事	岸 弘		令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
理 事	貫井 和子	会社役員	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
理 事	岡田 信一	会社役員	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
理 事	向井 和子		令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
理 事	釜田 幸弘	施設長	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
理 事	今井 潔	医 師	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
監 事	原 隆	税理士	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
監 事	小宮 圭香	弁護士	令和元年6月21日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	下村 純久		平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	萩原 裕子	保育園園長	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	足立 明美	自営業	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	三谷 登志雄		平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	秋山 滋雄	会社社長	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	徳丸 平太郎	会社社長	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	藤井 康榮	会社社長	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	嶋田 美津江		平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
選任・解任 委員	吉野 貞子		平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
選任・解任 委員	熊谷 修作	副施設長	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで
選任・解任 委員	富田 茂	施設職員	平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人寧幸会役員等報酬規程

社会福祉法人 寧幸会

社会福祉法人寧幸会役員等報酬規程

平成29年6月1日
社福寧規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寧幸会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっては、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっては、第4条の報酬及び弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 業務執行理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支

給することができる。

- 2 その他業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(職員給与との併給)

第 6 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 役員等に対する報酬は、業務を行った日並びに当該会議に出席した都度、現金で支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、つぎのとおり端数処理を行なう。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する。

別表 1

(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等	7,000円	1,000円	
評議員会出席報酬等	7,000円	1,000円	

別表 2

(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等	7,000円	1,000円	
理事業務報酬等	7,000円	1,000円	
業務執行理事業務報酬等	7,000円	1,000円	
監事業務報酬等	7,000円	1,000円	
評議員業務報酬等	7,000円	1,000円	

別表 3

(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
報酬及び旅費（交通費、宿泊費等）	7,000円	旅費実費相当	